



1. 2020年、2021年における連帯税の違憲性認められず

連邦財政裁判所は、現在2020年と2021年に適用されている連帯税について、憲法上容認されうる補填目的の税金であると判断しました。

1995年に導入された連帯税は、ドイツ統一により発生した財政的な負担の補填を意図したものです。この補填に関して、2019年には連帯協定Ⅱや州間財政均等化に関する新規則などの重要な措置が失効していますが、裁判所は連帯税には引き続き補填目的の税金としての正当性が認められるとの見解を示しています。26年ないしは27年の時間が経過してもなお、特に年金保険や労働市場などで、連邦財政裁判所は連帯税の財務上の必要性を認めています。

ただし裁判所はこのような補填を目的とした税金は無期限ではなく一時的な追加措置として課されるべきとの見解は崩しておらず、2021年からの連帯税引き下げに関する新規則を見ても、それが立法者の意図であることは明白です。

連帯税が違憲となり得るのはその導入が決定的となった状況が根本的かつ永続的に変化した場合のみですが、連邦財政裁判所は少なくとも今現在も連帯税の導入を余儀なくされた当時の状況と変わらずにあると判断しています。つまり2020年および2021年の連帯税に違憲性は認められないため、連邦憲法裁判所への提訴は必要ありませんでした。

2. 従業員から廉価で購入した後の非課税の携帯電話使用について

会社の物品を私的に使用することを会社が従業員に対して許可している場合、従業員側に生じる利益は原則フリンジベネフィットとして賃金税および社会保険料の対象となります。ただしデータ処理機器や通信機器（ノートパソコン、タブレット、スマートフォンなど）の社内使用については、その接続料も含めて所得税法第3条45号に非課税かつ社会保険料も免除されることが明確に規定されています。このため雇用主は従業員に対し、特別な管理作業を行うことなく非課税の利益を与えることが出来ます。実際の私的使用の割合と、業務での使用割合を判断する必要は特にありません。

非課税の恩恵を受ける場合、雇用主が従業員のスマートフォンを購入し、それを従業員に無償で返還して使用させ、接続料のみ負担させるという方法が考えられます。実際に2022年に行われた裁判では、既存の電話機を従業員から1ユーロから6ユーロという廉価で購入した雇用主が、再度その電話機を「支給」し一部の接続料を負担してプライベートでも使用させていたことについて、賃金税の対象となるかが争点となりました。税務当局は雇用主が端末を1ユーロなどの極端な廉価で購入した場合にはこのような契約を認めず、その購入価格が第三者との契約でも妥当とされる金額でなければならないとしましたが、この点について連邦財政裁判所は税務当局の主張を退け、所得税法第3条45号の濫用にはあたらないと判断しました。

判断の根拠となったのは、所得税法第3条45号適用の前提条件となる、機器の所有権の問題です。契約によって実際に雇用者へスマートフォンの所有権が移行していたこと、従業員への譲渡が雇用関係と結びついており、そのため雇用関係終了時には従業員は機器を返却しなければならないとしましたが、機器の所有権が雇用者に帰属し続けた点が裁判では考慮されました。

3. 法定健康保険からの還付金の取り扱い

健康保険料は、所得税確定申告の枠内で特別控除として考慮することが可能ですが、保険料の還付を受けた場合にはその特別控除額を減額しなければなりません。

法定健康保険から、例えば健康促進を目的としたボーナスプログラムに対する費用の（一部）還付、もしくは規定などで定められた一定額の還付が行われた場合には、特別控除額の減額対象となる還付かどうかを精査する必要があります。

2021年12月16日に出された判例を見ると、税務当局の見解では実際に支払った費用や（喫煙の有無や適性体重などの）生活習慣に関係なく、また法定健康保険の範囲に無い健康促進プログラムからの還付については特別控除額の減額対象となります。

一方で、通常は保険の範囲内に含まれておらず、また漠然とした健康を保つための活動（歯科の予防クリーニング、整体、代替医療、スポーツジムなど）ではない、被保険者の具体的な健康措置に対する追加支出の（一部）還付については特別控除額の減額対象とはなりません。

2023年12月31日までに支払われた還付金については簡易規則が適用されるため、被保険者一人あたりにつき年間150ユーロまでの還付額は内容に関わらず特別控除額を減額する必要はありません。150ユーロを超えた金額については、実費の医療費の還付であることを証明できない場合、特別控除額が減額されます。

税務当局は2022年10月7日、まだ確定していない所得税評価額の修正に関する規則を定めました。この規則によると、法定健康保険からの還付額が一部もしくは全額誤って考慮されている場合、2020年までの申告の修正については単に申請を行うだけでよく、2017年から2020年までの申告を修正する場合には健康保険基金が発行する証明書が必要となります。

4. 純利益減額を基準とした固定資産税の免除

開発された土地の収益が減ったことによる固定資産税の免除は、非常時など一時的な状況のみに認められるわけではなく、賃貸需要が低い場合や、財務状況によって賃貸が難しい場合などにも認められます。

固定資産税の免除は純利益（賃貸物件の場合は光熱費を除く年間家賃）の減額を基準に決定され、利益が50%以上減った場合にのみ申請が可能です。

純利益の減額	固定資産税免除額
50%超～99%	25%
100%	50%

ただしこの免除は、家主に利益減額の責任がない場合に限りです。たとえば賃貸されていないアパートメントの場合、賃貸人は適正な家賃で賃貸できるよう継続的かつ真剣に努力していたことを証明しなければなりません。

そのためには、土地所有者が賃貸希望者と可能な限りコンタクトを取っていなければなりません。つまり、インターネットが普及した今日では通常、空いている物件の広告をインターネットの検索ポータルに載せる必要があります。賃貸人自身や委託した不動産業者のホームページに広告を載せるのみでは十分とは見なされません。

5. 一般的な衣服に関する仮払いVAT控除の禁止

所得税法第12条1号によると、税務上控除できない個人の生活費には、「業務や活動を促進するために発生し、納税者の経済的もしくは社会的地位に必要となる」費用も含まれています。このため連邦財政裁判所は2022年3月16日、自営の葬儀業者の黒いスーツ、ブラウス、セーターを経費として認めないという判決を下しました。裁判所によれば、たとえ専ら仕事上で使用されるものであっても、もしくはたとえ黒い衣服を身に着けることが職業上通例であったとしても、このような衣服は「典型的な職業衣服」とは見なされません。裁判上不利となるのは、これらが一般的な衣服としてプライベートでも着用可能である点です。

連邦財政裁判所は、この場合衣服の購入、改造、修繕、クリーニングのための費用に関する仮払VAT控除も不可であると明確にしています。

6. 使用目的が混在したサービスにおけるVAT控除

VAT控除の前提条件のひとつに、「サービスが業務のために行われている」という点があります。VAT控除においては、下記の区別とその割合に応じてVAT全額控除、控除不可、部分控除可能等が決定されます。

- 全額が業務使用（VAT全額控除）
- 全額がプライベート使用（VAT控除不可）
- 業務およびプライベートでの利用（例：社用車など）の場合は、下記より選択可能
 - * 全額を業務目的での使用と見なす（VAT全額控除、ただしプライベート利用分はFRINGE BENEFITとして売上税の課税対象となる）
 - * 全額をプライベート目的での使用と見なす（VAT控除不可）
 - * 業務目的かつプライベート目的での使用と見なす（業務目的での使用分のVATが控除可能、ただし少なくとも10%が業務使用であることが前提条件となる）

業務使用とプライベート使用を按分する場合、当局はこの使用割合について「速やかに」記録するよう要求しています。当局の観点からの「速やか」とは、遅くとも翌年7月31日までを指します。この記録が提出されない、あるいは提出が遅れた場合、当局は全額をプライベート利用と見なし、VAT控除が遡及して認められなくなります。

連邦財務裁判所の決定によれば、提出期限内に客観的な証拠に基づいて当該のサービスが業務上使用されたと明らかになった場合には、当局への個別の通知は必要ありません。建物の場合の使用配分の証拠には、例として事務所や作業部屋の記載された建築図面、あるいはVATの記載された賃貸契約書などが挙げられます。

7. 帳簿書類の処分

帳簿書類については租税通則法第147条にて保存期間が定められています。年次決算においては、将来的に発生する書類保管費用についても引当金を設定することが可能です。

2022年12月31日以降、下記の書類の処分が可能です。

10年間の保管期間が定められているもの

- 2012年度以前の帳簿、勘定科目、仕訳帳
- 2012年度及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表、棚卸表もしくはその関係書類
- 2012年度の請求書、査定書、支払指示書、口座明細、賃金及び給与リスト、旅費清算書、接待費清算書などの帳簿証憑類

6年間の保管期間が定められているもの

- 2016年度以前の給与明細書及び給与書類
- 2016年度以前の輸出入関連書類、船積証券、金銭消費貸借や保険等に関する契約書類

記帳内容を理解、確認するために重要なすべての書類を保管しておく必要があり、これは紙媒体の書類だけでなく、電子媒体でのデータや文書も同様です。電子データ保管の際には適切な簿記原則を遵守しなければならず、保管期間中のデータへのアクセス、内容の判読、また機械による分析が可能でなければなりません。

電子データで受領した請求書や契約書類、商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる関連書類については、受領した際のファイル形式のまま保管することが望ましく（PDF形式で受領したのであればPDF形式のまま保管する等）、保管期間が終了するまで保持することが重要です。

紙の書類をスキャンなどによって電子データ化した場合には、その手続きについても文書化する必要があり、とりわけ原本との整合性や判読可能性、完全性については確保されていなければなりません。

保管期間は、帳簿の場合は記帳が行われた年度、財務諸表や貸借対照表などは作成された年度、商取引関連書類については受領や送付を行った年度の終了時から発生します。

税法上定められている税額確定期限が経過していない場合、帳簿関連書類の処分は認められません（租税通則法第169条及び170条参照）。帳簿関連書類の処分を判断する再には、たとえば法律上処分可能な書類であっても、後々の税務調査や法的措置に必要となるかどうかを確認することが重要です。

8. 不動産取得税

ドイツでは連邦州ごとに異なる不動産取得税率が定められており、現在の税率は以下の通りです。

連邦州	不動産取得税率	連邦州	不動産取得税率
バーデン＝ ヴュルテンベルク	5,0%	ニーダーザクセン	5,0%
バイエルン	3,5%	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	6,5%
ベルリン	6,0%	ラインラント＝ プファルツ	5,0%
ブランデンブルク	6,5%	ザールラント	6,5%
ブレーメン	5,0%	ザクセン	5,5%
ハンブルク	5,5%	ザクセン＝ アンハルト	5,0%
ヘッセン	6,0%	シュレースヴィヒ＝ ホルシュタイン	6,5%
メクレンブルク＝ フォアポンメルン	6,0%	テューリンゲン	6,5%

不動産取得税は通常、土地・建物・マンションの購入の際に課せられ、税金は不動産の購入価格（もしくは対価）に基づいて算出されます。

不動産取得税が大きなコスト要因となっていることを背景として、以下の点に留意する必要があります。

土地を購入した場合、不動産取得税の課税対象にはその土地の重要な構成要素も含まれます。この構成要素の例としては、建物などが挙げられます。

これに対して備品など、経済的に関連のある資産は土地には属さないため、不動産取得税の算出基準には含まれません。ここでの資産には、土地や建物とまとめて売却された家具やキッチン、取り外し可能な日除けシェードなどがあります。こういった備品が販売契約書に個々に記載されており、それに対して個別の価格が設定されている場合、その分を不動産取得税課税対象となる価格（対価）から差し引くことが可能です。通常、この際の備品の価格が全体の購入価格の15%を超えない場合、現実的な見積もり価格として認められます。

9. 社会保険適用証明書 (A-1 Bescheinigung)

コロナに関する規制が緩和され、徐々に出張業務を再開される企業も多いことと思います。

EUおよびスイスへ出張をする場合には、原則として居住国で社会保険に加入していることを証明する社会保険適用証明書 (A-1 Bescheinigung) の提示が必要となります。数日の短期出張にも証明書の提示を求められるかどうかは出張先の国の規定にもよりますので、不安がある場合には証明書の発行と携帯をお勧めいたします。

社会保険適用証明書やその発行に関して、ご不明点がございましたらお気軽にお問合せください。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de